新型コロナウイルス感染症

支援制度のお知らせ

令和４年３月【第12報】

もくじ

１．経済・生活面の支援
■ ひとり親世帯等への臨時特別給付金　p. 1
■ 準要保護児童生徒支援金　p. 1
■ 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）　p. 2

１．経済・生活面の支援

ひとり親世帯等へ臨時特別給付金を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆ひとり親世帯等への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

◆対象となる方は

令和４年２月分の児童扶養手当の受給者

◆給付金額は

（１）児童１人の場合　３万円
（２）児童２人以上の加算額
・２人目　２万円
・３人目以降１人につき　１万円

◆申請方法と給付日は

申請は不要。３月１６日に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

準要保護児童生徒支援金を支給します

教育部学校教育課
☎42-3512

◆準要保護児童生徒支援金とは

下記の「対象となる方」に、支援金を支給するものです。

◆対象となる方は

令和４年１月３１日までに、準要保護を申請し認定を受けた児童生徒（ひとり親世帯等への臨時特別給付金の受給者を除く）

◆給付金額は

児童生徒１人につき　２万円

◆申請方法と給付日は

申請は不要。３月１６日に準要保護児童生徒就学援助費登録口座へ振り込みを予定しています。

※支援金は非課税のため申告の必要はありません。

子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

◆対象となる方は

現在、児童を養育しているものの、基準日より後の離婚等によって、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方で、令和４年３月分の児童手当の受給者等

※中学生以下の基準日　令和３年８月３１日
　高校生等の基準日　　令和３年９月３０日

◆給付金額は

対象児童一人につき１０万円

◆申請方法と給付日は

３月２５日まで申請が必要ですので、市子育て支援課または各総合支所へ提出してください。
３月下旬以降に随時支給を予定しています。

◆申請に必要なものは

（１）児童手当受給者の方

◇申請書

※該当者（令和３年８月以降に児童手当認定請求を提出されている方）に対し、市から申請書を送付します。

（２）高校生等の保護者の方

◇申請書
◇令和４年２月２８日までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、戸籍謄本等）
◇申請者（保護者）の振込口座の写し
◇申請者の令和３年度（令和２年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書
◇住民票（児童の住所が市外の場合）

※申請書を送付しますので、該当する方は、市子育て支援課にご連絡ください。

◆その他

元養育者から給付金を受け取っている場合は、対象外です。また、給付相当額の一部を受領している場合は控除後の額を支給します。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。
■栗原市ホームページ　URL　https://www.kuriharacity.jp/

［編集・発行］栗原市企画部市民生活再生推進室（企画部企画課）
〒987-2293　宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号　電話：0228-22-1125　FAX：0228-22-0313